

2024年度実施方針

経済安全保障事業統括室

1. 件名 :

安定供給確保支援基金事業

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第15号

3. 背景・目的

重要な物資のサプライチェーンについては、グローバル化の進展や科学技術の発展、それに伴う産業構造の変化を背景にその多様化が進む一方、世界各国・地域で重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化している。日本においても、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合、安定供給確保を図るための対応を行わなければ、当該物資の供給途絶等又は供給不足が生じ、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある。

本事業では、国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を確保するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第7条の規定に基づき経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第1条の規定により指定された同条第3号から第8号、及び第12号までに掲げる特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）について、生産基盤の整備、生産技術開発等を進めることで、国内での当該物資等の安定供給確保に貢献する。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

経済安全保障推進法第42条第1項の規定に基づき、同法第31条第3項第1号に規定する認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務を実施する。

4. 2 事業の実施方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

認定供給確保事業者

(2) 対象事業

認定供給確保事業

(3) 審査項目

経済産業大臣が認定した認定供給確保計画に従った内容であること

<助成条件>

(1) 助成事業の実施期間

経済産業大臣が認定した認定供給確保計画のうち、認定供給確保事業に係る事業実施期間の範囲内とする。

(2) 助成事業の規模・助成率

i) 助成規模

経済産業大臣が認定した認定供給確保計画に記載の範囲

ii) 助成率

安定供給確保支援基金補助金実施要領別表第2に定める各区分に応じた補助率の上限以内で認定供給確保計画ごとに経済産業省の指示する助成率

<事業全体の予算規模>

安定供給確保支援業務勘定 1,940,503,531千円（管理費含む。）

予算規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

実施スキーム（別紙参照）

6. その他重要事項

複数年度交付決定の実施

申請者の申請に応じ、単年度又は複数年度交付決定を行う。

7. スケジュール

2024年4月：交付申請受付開始（隨時）

8. 実施方針の改定履歴

(1) 2024年4月 制定

(別紙)

